

介護保険運営協議会・大野市高齢者福祉計画策定委員会について

大野市介護保険条例（抜粋）

第 3 章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

第 1 6 条 介護保険に関する企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 1 7 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）法第 1 1 7 条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- （2）介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関する事項
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

（意見の具申）

第 1 8 条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認められるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 1 9 条 協議会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 市長は、前項の委員を委嘱するに当たっては、できるだけ市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他適切な方法によって選任されるようにしなければならない。

（規則への委任）

第 2 0 条 協議会に関し必要な事項のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大野市介護保険条例施行規則（抜粋）

第 2 章 介護保険運営協議会

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関及び団体の代表者
- （3）サービス事業所の代表者
- （4）公募による者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健幸福祉部健康長寿課に置く。

大野市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱（抜粋）

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、大野市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大野市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の代表者
- (3) 高齢者福祉サービス事業所の代表者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。